

東海国立大学機構労働者派遣契約基準

この基準は、東海国立大学機構における労働者派遣契約に関する一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 派遣先及び派遣元は、契約書及びこの契約基準に基づき、派遣業務書、図面等（以下「派遣業務書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに派遣業務書等を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 派遣元は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施するものとし、派遣先は、その派遣代金を支払うものとする。
- 3 派遣元は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる計量単位は、派遣業務書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 契約書及びこの契約基準並びに派遣業務書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所において行うものとする。
(業務実施材料等の負担区分)
- 第2 派遣先は、業務の実施に必要な次の各号に掲げる業務実施材料等の費用を負担しなければならない。
- 一 派遣労働者が使用する業務実施材料及び業務実施機械器具
- 二 他の契約書又は派遣業務書等において派遣先が負担することと定めたもの
(業務の実施に必要な施設等の提供)
- 第3 派遣先は、業務の実施に関連し必要な施設及び当該施設に附帯する機械器具がある場合は、派遣業務書等に定め、派遣元に提供するものとする。この場合において、派遣元は、その使用については派遣先の定める諸規程を遵守しなければならない。
(派遣業務書等の変更)
- 第4 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元と協議の上、派遣業務書等を変更することができる。この場合において、派遣先は、必要があると認められるときは履行期間若しくは派遣代金額を変更し、又は派遣元に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(業務の中止)
- 第5 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元と協議の上、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 派遣先は、前項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を変更し、又は派遣元が業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは派遣元に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(履行期間の変更方法)
- 第6 履行期間の変更については、派遣先と派遣元とが協議して定める。
(派遣代金額の変更方法等)
- 第7 派遣代金額の変更については、派遣先と派遣元とが協議して定める。
- 2 契約書及びこの契約基準により、派遣元が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、派遣先が負担する必要な費用の額については、派遣先と派遣元とが協議して定める。
(派遣代金の支払)
- 第8 派遣元は、業務を実施したときは、派遣代金請求書により派遣代金の支払を請求することができる。
- 2 派遣先は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に派遣代金を支払わなければならない。
(履行遅滞の場合における損害金等)
- 第9 派遣元の責めに帰すべき事由により履行期間中に業務を実施することができない場合においては、派遣先は、損害金の支払を派遣元に請求することができる。
- 2 派遣先の責めに帰すべき事由により、第8第2項の規定による派遣代金の支払が遅れた場合においては、派遣元は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を派遣先に請求することができる。
(契約保証金)
- 第10 派遣元は、契約保証金を納付した契約において、派遣代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総派遣代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、派遣先の指示に従い、直ちに納付しなければならない。
- 2 派遣元が、契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、東海国立大学機構に帰属するものとする。
(個人情報に係る秘密の保持)
- 第11 派遣元は、派遣先から提供された個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）。以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。

- 一 個人情報、秘密として扱うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
 - 二 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
 - 三 この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
 - 四 個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 五 個人情報を保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
 - 六 この契約の履行後、個人情報を消去するとともに派遣先から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を派遣先に返却しなければならない。
 - 七 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。
- 2 派遣元は、前項第2号による利用の目的の必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - 3 派遣元は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
 - 4 派遣元は、前3項に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。
 - 5 派遣元は、派遣元の個人情報の管理の状況について臨時に検査することができる。この場合において、派遣元は、派遣先から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
 - 6 派遣元は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに派遣先に連絡しなければならない。
 - 7 労働者派遣契約に係る派遣元は、派遣労働者に対し、次の各号に掲げる事項を遵守するため必要な措置を講じなければならない。
 - 一 第1項から第5項までの規定
 - 二 派遣先の定める個人情報に関する諸規程（派遣先の解除権）
- 第12 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、派遣開始日の期日を過ぎても労働者を派遣しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間中に業務を実施できる見込みが明らかでないとき。
 - 三 その責めに帰すべき事由により、第11第1項から第4項まで及び第7項に規定する個人情報に係る秘密の保持の定め違反したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第15第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 派遣元が、次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時派遣契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 業務実施材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 派遣元が、イからホまでのいずれかに該当する者を業務実施材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、派遣先が派遣元に対して当該契約の解除を求め、派遣元がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、派遣元は、当該契約から算出される年間所要見込額（当該年度の支払総額が年間予定支払額を超える場合は、当該年度の支払総額。第14において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
 - 4 第2項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、派遣先がその超える分について、派遣元に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- 第13 派遣先は、履行期間が満了するまでの間は、第12第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 派遣先は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、勤務報告に基づき、派遣代金を派遣元に支払わなければならない。
 - 3 派遣先は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって派遣元に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第14 派遣先は、第12及び第13の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は

- 第 19 条の規定に反し、又は派遣元が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が派遣元又は派遣元が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、派遣元に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 派遣元（派遣元が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業員）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。
- 2 派遣元がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、派遣先が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、派遣元は、当該契約から算出される年間所要見込額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 前項第 1 号において、その対象となる違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に定める不当廉売であるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、前項第 1 号において、その対象となる違反行為が派遣先に金銭的な損害が生じるものでないことを派遣元が立証し、派遣先において特に認めるとき。
- 3 政府調達に関する協定（平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成 26 年 3 月 19 日条約第 4 号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約で第 1 項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、派遣元は、派遣先の請求に基づき、前項に規定する金額のほか、当該契約から算出される年間所要見込額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
- 二 第 1 項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、派遣元が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 派遣元が、派遣先に独占禁止法等に抵触する違反行為を行っていない旨の書面を提出しているとき。
- 4 第 2 項及び前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する違約金の額を超える場合において、派遣先がその超える分について、派遣元に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 第 12 第 3 項の規定は、第 2 項及び第 3 項の違約金の支払いについて準用する。
（派遣元の解除権）
- 第 15 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 派遣先が契約に違反し、その違反により業務を実施することが不可能となったとき。
- 二 天災その他避けることのできない理由により、業務を実施することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 第 13 第 2 項から第 3 項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
（解除に伴う措置）
- 第 16 派遣先は、この契約が解除された場合においては、勤務報告に基づき、派遣代金を派遣元に支払わなければならない。
- 2 派遣元は、この契約が解除された場合において、業務実施材料等があるときは、当該業務実施材料等を派遣先に返還しなければならない。この場合において、当該業務実施材料等が派遣元の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項前段に規定する派遣元のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 12 又は第 14 の規定によるときは派遣先が定め、第 13 又は第 15 の規定によるときは派遣元が派遣先の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する派遣元のとるべき措置の期限、方法等については、派遣先が派遣元の意見を聴いて定めるものとする。
（賠償金等の徴収）
- 第 17 派遣元がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は、その支払わない額に派遣先の指定する期間を経過した日から派遣代金額支払の日までにつき年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、派遣先の支払うべき派遣代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、派遣先は、派遣元から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
- 第 18 派遣元は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として派遣先が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 派遣元が独占禁止法第 8 条又は第 19 条の規定に違反し、又は派遣元が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、派遣元又は派遣元が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、派遣元が同法第 19 条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合等派遣先に金銭的損害が生じない行為として派遣元がこれを証明し、その証明を派遣先が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、派遣元に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 派遣元（派遣元が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、派遣先に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、派遣先がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 派遣元は、この契約に関して、第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を派遣先に提出しなければならない。
（雑則）
- 第 19 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて派遣先と派遣元とが協議して定める。